



広報  
9月号

# さい

佐井村成人式



【8月15日(金) 平成26年度佐井村成人式】

# 佐井の夏 2014



日本大学ダンス部のみなさん



盆おどり

## 商工会夏祭り



花火大会



雲丹(うんたん) 踊り披露



## 灯籠流し



## 子ども会ねぶた運行



# 佐井村成人式

8月15日(金) アルサスしおさいホールで平成26年度佐井村成人式を行いました。対象者28人に対し22名が出席し、新成人代表として須藤溪太さんが「成人としての意志と自覚を持ち、佐井村の出身であることに誇りを持って、今後一層努力していくとともに社会の新たな担い手として日々邁進していきたい。」と答辞を述べました。また、式典終了後、むつ市在住のシンガーソングライターSinonさんによる「おもいやり」をテーマにしたミニコンサートを行い、新成人を激励していただきました。



紀伊 将利 さん



金澤 真太郎 さん



奥本 勇樹 さん



小笠原 雅哉 さん



岩清水 亮喬 さん



津田 俊博 さん



竹内 一輝 さん



須藤 溪太 さん



七戸 貴哉 さん



佐藤 僚太 さん



竹内 栞 さん



内田 愛美 さん



濱野 和 さん



坂井 聖 さん



長島 太平斗 さん



宮野 優子 さん



福田 千晴 さん



能登 郁恵 さん



長島 ほのか さん



館脇 美樹 さん



坂井 満 さん



和田 七依 さん



# 交母だより



佐井村  
交通安全母の会

## ～ 秋の全国交通安全運動が実施されます～

日没が急に早まる秋。交通事故防止のためには、人も車も「自分を見せる」ことが大切です。

歩行者は反射材を身に付け、車は早めにライトを点灯するなど、交通マナーの実践を習慣づけ、交通事故を防止しましょう。

### 運動の期間

9月21日(日)から9月30日(火)までの10日間

### 運動の重点

- 1 子どもと高齢者の交通事故防止
- 2 夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止
- 3 すべての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- 4 飲酒運転の根絶

交通事故の半数以上は、夜間に発生しています。  
反射材を身につけて、「人がいること」を知らせましょう！



みんなで続けていこう！交通死亡事故ゼロ 次の目標は1,000日 記録 **664**日(9/1現在)

**9月の早め点灯時刻は 午後4時30分です**

こちら佐井駐在所

☎**38**2218

### 警察の相談ダイヤル 【#9110】番

9月11日(木)は、「警察相談の日」です。

警察本部と各警察署では、DVなどの暴力、ストーカー、高金利、サイバー犯罪、薬物乱用、振り込め詐欺などの事件・事故による被害の未然防止に関する相談に応じています。

警察本部の警察安全相談室には、相談専用電話として【#9110】番を開設し、専門の相談担当者が対応しております。【#9110】番は、携帯電話やPHSからも利用可能ですが、ダイヤル回線電話や一部のIP電話からは利用できませんので、その場合は「0175-735-9110」をご利用ください。(どちらも通話料は有料です。)

#### ●駐在メモ

#### ～自転車は車の仲間～

時々、自転車のルールの悪い人を見かけます。

道路の真ん中付近を走る人、急に道路を横切る人、傘を差して運転する人、2人乗りをしている人など、大人も学生も見かけます。

自転車は「軽車両」という車の仲間、事故を起こし、原因が自転車にある場合は損害賠償を請求されることもあります。

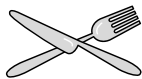
ルールを守り安全に自転車を利用しましょう。

### 駐在日誌 ～管内事件・事故発生状況～

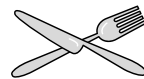
7月 【事件】なし

【事故】なし

事件・事故には遭わないよう、起こさないよう、みんなで気をつけましょう。



## 下北食材を活用したヘルシーなご飯づくり



8月10日(日) 佐井小学校で「下北食材を活用したヘルシーなご飯づくり親子料理講習会」が開催されました。

青森県の平均寿命が男女とも最下位であるため、幼少期の意識啓発と生活習慣の改善のため、青森県が取り組む事業の一環として、大平小学校の中村佳未栄養教諭を講師に迎え、親子6組が参加しました。

小学校中学年程度のカロリーに抑えた食事でしたが、イカや豆が入っていることでよく噛み、満腹感を得られるメニューとなりました。



講師の中村先生



にぼしの下準備



大根おろしをがんばります



できあがり



いただきますのごあいさつ



いただきます

## 女子団体5連覇

7月27日(日) 田名部中学校で「第50回むつ市内中学生学年別卓球大会」が開催され、佐井中学校卓球部が出場しました。

女子団体が5連覇を達成し、個人も2種目で優勝しました。

### 【男子個人戦】

- 1年生の部 3位 内田 大空
- 3年生の部 1位 田名部岳春

### 【女子団体戦】

- 1位 佐井中学校

### 【女子個人戦】

- 1年生の部 1位 熊谷 桜
- 2位 樋口こころ
- 3年生の部 2位 宮木 詩織





# 保健師だより



## 塩分、とりすぎていませんか

8月で全地区の健診結果説明会が終わりました。全体的に佐井村の人は塩分をとりすぎています。健康な成人の目標は1日に男性9g未満、女性7.5g未満ですが、高血圧の薬を飲んでいる場合は6g、腎臓病は5～8g以内を目標にします。ちなみに、世界保健機関(WHO)の減塩目標は5gです。

佐井村の男性は12.0g、女性は10.6gと男女とも約3g多く、特に20代～50代の男性が塩分過多の傾向にあります。「妻(母親)が作るおかずがしょっぱくて…」と言いつつ同じものを食べている家族より何gも塩分が高い場合も珍しくありません。酒のつまみや昼食の麺類、お惣菜類、弁当についてくる漬物類には塩分がたくさん入っています。

塩分をとりすぎたと思ったら水やお茶とカリウムの多い食品をとりましょう。

カリウム含有量の多い食べ物...アボカド、ハウレンソウ、納豆、トマト、バナナ、キウイなど

※果物やイモ類はカリウムが豊富ですが、糖尿病や血糖値が気になる方は控えて野菜を多くとってください。

## 9月10日～9月16日は自殺予防週間です

警察庁自殺統計データによると平成21年～24年の間の自殺者数は下北管内で103人となっており、無職(年金・雇用保険等生活者)が半数以上で男性が7割を占めています。また、近年の特徴として同居家族のいる高齢者に自殺が増えています。

身近な人で深刻に悩んだり苦しんだりしている人はいませんか。自殺は個人の問題だとタブー視しがちですが、自殺まで追い込んでいる社会の状況に目が向けられない国では「自殺対策基本法」が制定されています。

### 気づき

家族や仲間の変化に気づいて声をかける

### 傾聴

本人の気持ちを尊重し、耳を傾ける

### つなぎ

早めに専門家に相談するようすすめる

### 見守り

温かく寄り添いながら、じっくりと見守る

◎青森県民のための自殺予防フリーダイヤル(毎月1日正午～午後9時)

☎ 0120-063-556

◎自殺予防いのちの電話(毎月10日24時間)

☎ 0120-738-556

## 2歳6ヶ月児歯科検診 むし歯ゼロでニコニコ笑顔



古川 れんた 蓮太くん(矢越)



蒔田 あやと 彪斗くん(古佐井)



すくり 福田寿具里ちゃん(大佐井)



# 歯科だより



6月から7月にかけて、全村の学校、保育所で指導を行いました。

佐井村の歯科保健指導は保育所と各小・中学校で、学年ごとにそれぞれの発達段階に合わせ、歯科の知識を実践を通じて学んでいきます。この指導の目的は口や歯の健康、機能を保つことにより生涯にわたり美味しく食べられ、健康な生活が送れるようにすることだと考えています。

まず、保育所では以下のように分かりやすいよう「4つのお約束」として教えています。

1. たべたらすぐに、はをみがこう  
(そして夜寝る前に磨くことが一番重要だと教えています。)
2. のどがかわいたらおみずをのもう
3. おやつはじかんをきめてたべよう
4. すききらいせずになんでもよくかんでたべよう

むし歯は細菌によって引き起こされますから、予防は①細菌が歯の周囲にとどまらないようにする、②細菌を殺すか、活動を抑えるようにする、③細菌の作る酸に抵抗できる歯の質を作る、ことで達成されます。

「4つのお約束」はやさしく書かれていますが、予防の重要な要素を含んでいます。このお約束を習慣づけることによって、むし歯予防が実現され、さらには健康な体をつくる基礎になってくれればと思います。



「新たなビジネスモデルの創造」  
「セキュリティなど進化するネットワークへの対応」  
ワンストップソリューションをご提案

FUJITSU パートナー  

**扶桑電通株式会社**

■青森営業所 青森市長島二丁目13番1号  
 TEL. 017-775-2031(代) FAX. 017-774-4720

■八戸営業所 八戸市三日町2(青銀明治安田生命ビル)  
 TEL. 0178-44-1855 FAX. 0178-44-8494

《ホームページアドレス》  
<http://www.fusodentsu.co.jp>



## 風邪のはなし

みなさんこんにちは。今回は最も身近な病気の一つ「風邪」についてお話させていただきます。「風邪」とは医学用語で「ウイルス性急性上気道炎」といいます。つまり、ウイルスによる急性の上気道（鼻や喉）の炎症の事を指します。原因ウイルスは様々ですが、一般的にウイルスに感染すると広範囲に炎症が波及します。したがって、鼻汁・鼻閉・咳・痰・咽頭痛など多様な症状がでます。炎症が広範囲に広がるため、症状が左右どちらかに片寄る事はありません。特効薬はなく、抗生剤は無効です。薬は症状を多少和らげますが、治療期間は短縮されないといわれます。どこの病院で出される薬も大差ありません。

時間経過上、一般的に「炎症」は良くなるか悪くなるかのいずれかです。かすかな違和感をもって始まり、徐々に悪化し、ピークを向かえ、徐々に改善します。風邪の場合、発症から日単位で悪化し、概ね3・4日でピークを向かえ、1週間程で良くなります。「いい日や悪い日がある」・「症状がいつも一定」という場合、風邪の可能性は下がります。「発症当日や翌日既に改善傾向」、これも炎症の経過として改善するのが早く風邪ではありません。「症状が5・6日たってもひたすら悪化傾向」、「1週間を超えて症状が長引く」、これらは風邪でない可能性があり注意が必要です。より詳しい検査が必要となります。

また、治りかけてきた頃に再度症状が悪化する場合も注意が必要です。「鼻・喉」は「耳・副鼻腔・肺」とつながっています。風邪による粘膜の浮腫みや痰でこれらとの交通部分が塞がれると、塞がれた密閉空間を母地に細菌が繁殖します。そうすると、風邪が治りかけてきた頃に「中耳炎・副鼻腔炎（蓄膿症）・肺炎」を発症します。病院受診が必要です。

風邪は薬を飲まなくても大部分は自然に良くなります。しかし、上記のような場合は風邪でない可能性が高いため、病院受診の参考としていただけたら幸いです。

## 住民福祉課から

### 重度心身障がい者の医療費を助成します

心身に重度の障がいがある方が、保健医療機関などで診療を受けた際に医療費の自己負担分の一部・高齢者の医療の確保に関する法律の一部負担金を助成します。（所得制限などの要件があります）

◇助成対象者 身体障害者手帳1級、2級および3級（3級は心臓・腎臓・呼吸器・膀胱・直腸・小腸の機能障害に限る）愛護（療育）手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方。

※65歳以上で新規に障害者手帳を所持された方は対象となりません。

◇所得制限 本人および扶養義務者の所得によります。

◇助成制限 平成16年10月以前から重度心身障害者医療費助成を受けていた方で、現在、後期高齢者医療被保険者証をお持ちの方は世帯全員が住民税非課税の方のみ対象となります。

申請用紙は住民福祉課 福祉・健康づくり部門に用意してあります。現在助成を受けている方も更新が必要です。

◇提出期限 9月25日(木)までに住民福祉課 福祉・健康づくり部門に提出してください。

提出する期間が過ぎて申請された場合は、申請されたその月からの助成となりますので、ご了承ください。

【お問合せ】福祉・健康づくり部門 担当：葛野



# 国民年金だより

むつ年金事務所  
☎22-2278

国民年金保険料の免除期間・納付猶予期間がある方へ

## 国民年金保険料の追納をお勧めします！

国民年金保険料の免除（全額免除・一部免除・法定免除）、若年者納付猶予、学生納付特例の承認を受けられた期間がある場合、保険料を全額納めた方と比べ、老齢基礎年金（65歳から受けられる年金）の受け取り額が少なくなります。

そこで、これらの期間の保険料は、将来受け取る老齢基礎年金を増額するために、10年以内であればさかのぼって古い月分から納める（追納）ことができます。

ただし、免除等の承認を受けられた期間の翌年度から起算して3年度目以降の追納の場合、当時の保険料額に一定の加算額が上乘せされます。

- 一部免除を受けた期間は、残りの納付すべき保険料が納付されていないければ追納はできません。
- 「若年者納付猶予・学生納付特例期間」が「法定免除・申請免除期間」より古い（先に経過した）月分である場合は、「若年者納付猶予・学生納付特例期間」が優先します。
- 「法定免除・申請免除期間」が「若年者納付猶予・学生納付特例期間」より先に経過した月分である場合は、どちらを優先して納めるか本人が選択できます。
- 「若年者納付猶予・学生納付特例期間」の中では、先に経過した月分から納めることとなります。
- 「法定免除・申請免除期間」の中では、先に経過した月分から納めることとなります。

※追納のお申込み・ご相談はお近くの年金事務所へお願いします。

【お問合せ】むつ年金事務所（国民年金課）  
住民・環境部門 担当：石戸

## 事業主（給与支払者）のみなさんへ

平成26年度から下北管内5市町村（むつ市・大間町・東通村・風間浦村・佐井村）では、法定要件に該当する事業主のみなさんのご理解とご協力の下、個人住民税の特別徴収（給与からの引き去り）を実施しています。

個人住民税の特別徴収とは、事業主（給与支払者）が、所得税の源泉徴収と同じように従業員（納税義務者）に代わって、毎月従業員に支払う給与から個人住民税（市町村民税・県民税）を差し引いて、市町村へ納入していただく制度です。

この制度は、①従業員が自分で金融機関等に出向いて納税する手間が省ける、②納め忘れがなくなる、③納付回数が年12回となっているため1回あたりの納付額の負担が減る、④所得税と異なり、税額計算は市町村が行うため各事業所での計算や年末調整を行う手間がかからない、といったメリットがあります。

まだ、個人住民税の特別徴収を実施していない事業主のみなさんのご理解とご協力をお願いします。

なお、詳しい仕組みや届出の様式などを各市町村、下北地域県民局県税部のホームページに掲載しています。どうぞご覧ください。

【お問合せ】下北地域県民局県税部 ☎22-8581 内線210、211  
税務・国保部門 担当：竹内

国民健康保険税（2期）、後期高齢者医療保険料（2期）の納期は、

**9月30日(火)** です。忘れずに納付しましょう！

※諸事情により、納期ごとの納付が困難な方は、分割による納付も可能です。

お気軽に住民福祉課 税務・国保部門までご相談ください。

## 国民健康保険被保険者証の更新について

国民健康保険被保険者証（一般・退職医療）の更新を下記日程のとおり行います。

月 日	地 区	更 新 場 所	時 間
9月25日(木)	原 田	原田地区生活改善センター	午前9時00分～午前9時30分
	矢 越	矢越地区生活改善センター	午前10時00分～午前10時30分
	磯 谷	磯谷地区漁民研修センター	午前10時50分～午前11時20分
	長 後	長後地区生活改善センター	午後1時30分～午後1時50分
	福 浦	福 浦 診 療 所	午後2時30分～午後3時00分
	牛 滝	牛 滝 診 療 所	午後3時45分～午後4時15分
9月26日(金)	川 目	川目地区生活改善センター	午前9時00分～午前9時20分
	古佐井	アルサスしおさいホール前	午前10時00分～午後3時00分
	大佐井		

【持参するもの】保険証と印鑑

※都合により当日受け取れない方は、後日、役場住民福祉課でお受け取りください。

【お問合せ】税務・国保部門 担当：鹿島、大畑

## 「佐井村斎場」火葬業務停止のお知らせ 火葬業務停止期間 平成26年9月1日(月)から11月30日(日)まで

斎場の改修工事に伴い、3ヶ月の間、火葬業務を停止いたします。停止期間中は、隣接の「大間町斎場」を利用させていただくことになります。ご不便をおかけしますが、何卒ご理解をお願いします。詳しくは下記の事項にご注意くださるようお願いいたします。

### 1. 火葬の手続きについて

従来どおり、佐井村役場住民福祉課で行ってください。死亡届を受理すると、火葬・埋葬許可証、斎場利用料の納付書を発行します。

ア) 火葬・埋葬許可証は大間町斎場へ提出します。

イ) 斎場利用料は、平日、佐井村役場出納室へお支払いください。

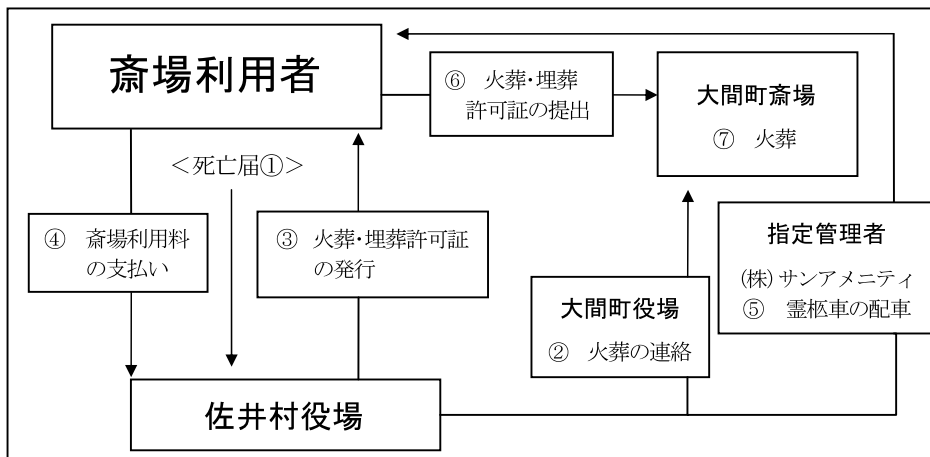
### 2. 霊柩車の配車について

指定管理者(株)サンアメニティが「霊柩車の運転業務」を行います。霊柩車の利用料は無料です。(斎場の利用料は従来どおりです。)

### 3. 大間町斎場の利用時間について

利用時間 午前10時・午後2時(平日のほか、土・日・祝日も利用可能)

※3町村(大間町・風間浦村・佐井村)で利用することになりますので、住民のみなさんのご要望に添えない場合がありますので、ご了承ください。



※1 ①から⑦は順序を示しています。

※2 斎場利用者は①・④・⑥、指定管理者は⑤、役場は②・③の行為を行うことになります。

【お問合せ】住民・環境部門 担当：宮澤・品田

# 出場指令! 119

佐井消防分署  
☎38-2266



## 9月9日は救急の日です

9(きゅう)と9(きゅう)の語呂合わせから「きゅうきゅうのひ」つまり「救急の日」です。国民のみなさんに救急業務について理解と認識を深めていただき、応急手当の普及・啓発を図る目的で1982年(昭和57年)に厚生労働省が制定しました。

みなさんの家庭には救急箱はありますか? 「ある」と「ない」とでは、全然違います。そこで救急箱の中身について触れたいと思います。

### ☆ 救急箱の中身 ☆

- 三角巾      ○ばんそうこう      ○はさみ
- 消毒ガーゼ      ○安全ピン      ○綿棒
- ピンセット      ○懐中電灯      ○体温計
- 外傷用消毒液      ○常備薬(かぜ薬など...)
- きれいなタオル      ○包帯(4号、6号が便利)

### 注意点

- ①救急箱はいつも同じ場所に置く。
- ②ばんそうこうなど、使ったらすぐに補充する。
- ③年に1回は点検し、古くなった薬やガーゼは交換する。

- みなさんもいち早く応急手当などを行うために、各家庭に救急箱を一つ用意してはどうでしょうか?



## 小児救急電話相談をご存じですか

小さなお子さんをお持ちの保護者の方が、休日・夜間の急な子どもの病気に対しどう対処したらよいのか、病院の受診判断に迷った際に、小児科医師・看護師への電話による相談ができるものです。これは、お住まいの都道府県の相談窓口へ自動転送され、お子さんの症状に応じた適切な対処の仕方などのアドバイスを受けられるものです。

(電話番号017-722-1152 または全国同一短縮番号 #8000)

参考までに覚えておきましょう。

(※午後7時から翌朝8時までとなっていますので、ご注意ください。)

## みなさんの住宅用火災警報器、お手入れされていますか?

家庭内での火災の発生をいち早くキャッチし、音で知らせてくれる住宅用火災警報器の設置義務について、みなさんはご存知ですか?

新築住宅は平成18年6月1日から、既存住宅は平成20年6月1日から設置が義務付けられています。どこに設置していいかわからず設置していない方がいましたら佐井消防分署へご相談ください。また、せっかく設置しているにもかかわらず、いざという時に作動しないのであれば意味がありません。日頃から作動確認やお手入れをしましょう。

### ①電池切れに注意しましょう。

住警器は電池が切れると作動しません。また、切れそうになった際は音や光で知らせてくれます。

### ②ホコリに注意しましょう。

ホコリが機器内に入ると誤作動を起こす場合があります。また、そのまま放っておくと故障の原因になりますので十分注意しましょう。

音が鳴ったからといって焦ってはいけません。まず、周囲を煙・火の気がないか確認しましょう。煙が充満している時や、火が天井まで届いている時はただちに避難してください。火や煙が確認できなければ、上記(①、②)の可能性もあります。

①の場合は、新しい電池に交換し様子を見ましょう。それでも鳴動するのであれば②のように住警器のセンサー部分を掃除してみましょう。それでもダメなら交換をお願いします。

火災を起こさない佐井村、火災死亡者を出さないためにもみなさんのご協力をお願いします。

# 雲丹の活動日記

## 今月の雲丹（うんたん）の活動

今月の雲丹（うんたん）は、7月末にはゆうなぎの里の夏祭り、大間町ウイングでの夏休みイベント、8月15日（金）には佐井村商工会夏祭りなど今月もいろんなところで活動してきました。県外では、8月9日（土）から2日間、東京都阿佐ヶ谷の七夕まつりに参加し、阿佐ヶ谷アニメストリートにて、雲丹（うんたん）グッズや漁協加工品の販売のほか、現地ゆるキャラとのコラボなどをして佐井村をアピールしてきました。



現地で友だちになったゆるキャラ、ネッコロ

## ゆるキャラ® グランプリ2014に投票お願いします！



今年もゆるキャラ® グランプリが開催され、雲丹（うんたん）もエントリーしました。昨年は1580体のエントリーがあった中、雲丹（うんたん）は、全体で346位、ご当地ゆるキャラで314位、青森県のご当地ゆるキャラで5位という結果でした。

投票は9月2日（火）より開始ですので、投票よろしくをお願いします。投票はパソコンやスマートフォン、タブレット、携帯電話からインターネットを使ってできます。詳しい投票方法は公式サイトをご覧ください。9月2日（火）以降にアルサスのあおい環事務局にいる地域おこし協力隊までお尋ねください。投票締切は10月20日（月）です。

ゆるキャラRグランプリ2014公式サイト <http://www.yurugp.jp/>

### ・佐井村「弁天わかめ」オーナーを募集します

今年もわかめのオーナーを募集します。今年で3年目を迎えるこの制度は、新しくわかめ以外にも佐井の特産品を受け取る「前浜定期便コース」を新設するなど、工夫して取り組んでいます。

村外の親戚やお知り合いにも、ぜひ佐井のわかめをご紹介します。

### ・夕陽フォトコンテストを開催します

佐井の美しい夕陽を活かしたフォトコンテストを今年も開催します。写真を集めるだけでなく、県内外の8か所（予定）で展示して、PRにつなげる活動です。ぜひ村のPRにみなさんもお協力ください。



## 今月のアピオス

### 《花を乾燥させてお茶に》

8月にアピオスの花が満開を迎えました。

各農家さんでは花を収穫し、乾燥させてお茶を作っています。花も栄養が豊富なので、お茶を飲み続けることで血圧が下がったなどの感想もよく聞きます。

お茶は手づくりマートなどで販売される予定ですので、興味のある方はぜひチェックしてみてください。

花摘み体験イベントなども企画しましたが、残念ながらちょうどいい時期に台風などの天候が重なり、参加者は少なかったようです。



アピオスの花

## 第7回ゆうなぎの里夏祭り

7月26日(土) 社会福祉法人吉幸会「特別養護老人ホームゆうなぎの里」で夏祭りが開催されました。オープニングでは佐井村保育所4・5歳児による踊り、佐井中学校吹奏楽部による楽器演奏や全校生徒による合唱が披露されました。そのほか余興として、佐井村地婦連・風間浦日赤奉仕団・大間芸能保存会などによる踊り、カラオケ大会など多数の方々の演目に、会場の大勢の観客から大きな拍手が送られました。



## 佐井村・西目屋村小学生交流事業

8月1日・2日に佐井村小学生5・6年生が、西目屋村の小学校との交流事業に参加しました。佐井港から「ポーラスター」号に乗り、青森港へ。青森ねぶたの期間中ということで、アスパムの周りにあるねぶた小屋のねぶたを見学して、いざ西目屋村へ。



1日目：弘前ねぶたへの参加

1日目は、弘前ねぶたへの参加です。出陣式では、佐井村長、西目屋村長からの激励の言葉があり、そのあと全員が金魚ねぶたを手に弘前の街中を練り歩きました。

2日目は、白神山地の散策で、暗門の滝コースに挑みました。子どもたちは帰りの船の中でも疲れを見せず、元気いっぱいの交流事業でした。



2日目：白神山地、暗門の滝

# 板橋かずゆきコンサート

- 日 時 10月5日(日曜日)開演13:30
- 会 場 下北文化会館 大ホール
- チケット 2,000円(税込・全席自由)
- お問合せ 小田桐石材 33-3166
- 販売所 下北文化会館・板橋シート店・小田桐石材

後援

青森放送・FMアジュール・吉田柳一郎事務所・Discoveryむつproject



## チケット好評！販売中！

## 浄化槽を正しく使いましょう！

浄化槽は、微生物の働きを利用して汚水を浄化するため、適正な管理が必要です。そのため、浄化槽法では次のことが義務付けられています。

- ①定期的な保守点検
- ②年1回の清掃
- ③法定検査の受検（使用開始後及び年1回）

法定検査は、浄化槽が適正に維持管理され、本来の浄化槽機能が十分に発揮されているかを判定するもので、一般社団法人青森県浄化槽検査センターが行います。また、浄化槽の使用開始時や廃止時、所有者の変更時などには、むつ環境管理事務所への届出等が必要です。

【お問合せ】一般社団法人青森県浄化槽検査センター ☎017-726-9500  
むつ環境管理事務所 ☎0175-33-1900

## ごみ出しのルールを守りましょう！

各町内会をはじめ、地区において収集日でない日に、ごみの排出が見受けられます。このような行為は共同のごみステーション利用者の方へ迷惑をかけることとなります。ごみの収集日程は、広報と一緒に配布される村民カレンダーに掲載されていますのでご確認ください。

- 1) 収集日の朝8時まで決められた場所に出しましょう。
  - 2) 生ごみは水切りしてから出しましょう。
  - 3) 資源ごみ①缶・ビン・ペットボトルは軽く水ですすぎましょう。
  - 4) 資源ごみ②紐で十字に縛って出しましょう。
  - 5) 有害ごみは形状ごとに紐で縛り、電池等は透明なビニール袋等に入れて出しましょう。
- ※「佐井村家庭ごみ・資源ごみの分け方・出し方」のリーフレットがない方は、担当までお申し出ください。

地域別ゴミ収集日程表						
収集地区名	可燃 燃えるごみ	不燃 燃えないごみ	資源ごみ①	資源ごみ②	有害 ごみ	粗大 ごみ
			缶・ビン ペットボトル	新聞紙・チラシ 雑誌・ダンボール 紙パック・白色トレイ		
大佐井 矢越・川目	毎週 月・木	毎月 第2・4水	毎週 水	毎月 第2・4火	毎月 第4火	全地区 随時収集
古佐井 原田	毎週 火・金	毎月 第2・4土	毎週 土	毎月 第2・4木	毎月 第4木	
磯谷・長後 福浦・牛滝	毎週 水・土	毎月 第2・4金	毎週 金	毎月 第2・4月	毎月 第4月	

【お問合せ】住民・環境部門 品田・宮澤

## 火災予防条例が改正されました

平成26年8月1日より火災予防条例が改正されました。

- 1 催しで火気器具を使用する場合は消火器の準備が必要です。

縁日、花火大会その他多数の方が集合する催しで火気器具（ガス、電気、ガソリンなどを使用し、火災の発生のおそれのある器具）を使用する場合は、消火器を設置しなければなりません。

- 2 火気器具などを使用する露店などを開設しようとする場合は？

縁日、花火大会その他多数の者の集合する催しで火気器具（ガス、電気、ガソリンなどを使用し火災の発生のおそれのある器具）を使用する露店などを開設する場合は、事前に消防署への届出が必要となります。

祭礼、縁日、花火大会などで火気を取り扱う際は、消火器の準備と届出が必要ですので、よろしくお願いいたします。

【お問合せ】佐井消防分署 予防係 担当：長島 ☎38-2266

## 「法の日」週間を迎えて

10月1日は、「法の日」です。「法の日」は、国民のみなさんに、法の役割や重要性について考えていただくきっかけになるようにと、裁判所、検察庁および弁護士会の協議で提唱され、昭和35年、政府によって、「国をあげて法の尊重、基本的人権の擁護、社会秩序の確立の精神を高める日」として定められました。

裁判所、法務省、検察庁および弁護士会では、10月1日からの1週間を「法の日」週間とし、毎年、全国各地で各種の行事を実施しています。裁判所では、全国各地で法や裁判手続きに関する説明会や見学会、講演会などの催しを行う予定です。

「法の日」週間に実施される行事に参加して、法を身近に感じてみませんか？

「法の日」週間にちなんで裁判所で実施される各地の行事は、「裁判所ウェブサイト」(<http://www.courts.go.jp/>)で紹介しています。このサイトでは、裁判例情報や司法統計などのさまざまな情報をご覧できます。また、裁判員制度の詳しい情報については、裁判員制度ウェブサイト(<http://www.saibanin.courts.go.jp/>)で、紹介していますので、ぜひ、アクセスしてみてください。

【お問合せ】青森地方裁判所総務課庶務係 ☎017-722-5421

## 平成26年度むつ下北地区地域スポーツフェスティバル

地域住民が気軽に参加できるスポーツを実施し、お互いの親睦を図りながら、健康の保持増進や生涯スポーツの普及を図ることを目的に、平成26年度むつ下北地区地域スポーツフェスティバルが行われます。興味のある方は、担当までお問合せください。

1. 開催種目：ソフトバレーボール、ペタンク

2. 参加対象：むつ下北管内住民

3. 開催日時および場所

○ソフトバレーボール 10月5日(日)午前9時30分から

むつ市ウェルネスパークしもきた克雪ドーム(予定)

○ペタンク

10月12日(日)午前9時30分から

大畑かもめ特設会場 ※雨天時、大畑体育館で室内ペタンク(予定)

4. 開閉会式：競技ごとに各会場において行います。

5. 試合方法、参加資格および表彰など

競技種目	内 容
ソフトバレーボール	○日本バレーボール協会制定のソフトバレーボール競技規則を準用。 ○1チーム4人(年代・性別の組合せは自由。ただし、男子は2名まで。) ○グループ別リーグ・トーナメント方式とし、組合せは事務局で決定する。 ○審判は、試合の空いているチームが行う。(組合せ時に配置する。) ○1位に試合球、賞状、2、3位に賞状を授与する。
ペタンク	○試合はダブルス(年齢・性別の組合せは自由。)で行う。 ○対戦組合せは事務局で決定する。 ○参加チーム数により競技方法を変更する場合がある。 ○1～3位に賞状を授与する。

6. 参加申込：興味のある方は9月19日(金)まで、担当までご連絡ください。

7. その他：参加料は無料。

昼食は各自で準備願います。

参加者の事故(移動中を含む)に係わる保険は、各自で加入願います。

【お問合せ】スポーツ推進委員 担当：島野 ☎38-2111

## 障がい者就職相談会のお知らせ

むつ公共職業安定所では、障がいをお持ちの方が事業主と直接面談をし、雇用の可能性を見出していただくための就職相談会を開催します。

日 時：9月12日(金)13時～15時30分(受付開始は12時30分)

場 所：むつ来さまい館(☎33-8191)

【お問合せ】むつ公共職業安定所障害者担当 ☎22-1331

## 戸籍の窓口

8月15日現在

### ◎お誕生おめでとう

蒔田 利星<sup>りほ</sup>ちゃん(剛 広<sup>さん</sup>) 古佐井

### ◎おくやみ申し上げます

紀伊すみゑ<sup>さん</sup>(能登三樹<sup>さん</sup>) 古佐井

佐藤 清市<sup>さん</sup>(実<sup>さん</sup>) 原田

池田 保雄<sup>さん</sup>(進<sup>さん</sup>) 原田

※個人のプライバシーを尊重する意味で、掲載して欲しくない方は、届出の際、担当に申し出てください。

## 佐井村の人口

7月31日現在

男 1,163 (-2) 計 2,311 (-3)  
女 1,148 (-1) 世帯数 1,019 (+1)

( )内は前月比

## 災害から身を守ろう！佐井村防災訓練を実施します

9月28日(日) 村内全域を対象に佐井村防災訓練を実施します。災害から身を守るための訓練ですので、住民の方々の参加をお待ちしております。



昨年度、磯谷地区にて行われた放水訓練の様子

【お問合せ】総務・情報部門 担当：若山、佐藤

## S a i アニメサマーフェスティバルが開催されました

8月15日(金)に開催されたS a i アニメサマーフェスティバルは、佐井村のロケーションをアニメファンに楽しんでもらおうと企画されました。当日は雨天だったこともあり屋外で撮影している人は少なかったのですが、40名のコスプレイヤーや10台の痛車<sup>いたしや</sup>が集まり撮影などを楽しんでいました。アニメやゲームなどの楽曲に限定したカラオケ大会や仏ヶ浦での写真撮影会も催され、村外から来た参加者も楽しんでいました。

参加者からは「普段コスプレが出来ない場所で楽しむことができた」「今度は晴れた日にほかの場所も観光してみたい」という声があり、佐井村の魅力を伝えることができたのではないかと思います。



司会など務めたポルコさん



会場に来てくれた痛車<sup>いたしや</sup>



南部町から来てくれた協力隊(桃の販売中)